宇和島市教育委員会会議録

令和6年1月定例会

令和6年1月30日開催

宇和島市教育委員会

宇和島市教育委員会 令和6年1月定例会 会議録

- 1. 開会日時 令和6年1月30日(火) 午後1時00分
- 2. 場 所 宇和島市役所本庁 801 会議室
- 3. 出席者 教育長) 金瀬 聡 教育委員) 木下 充卓、高山 俊治、浅井 敬司、 田村 裕子、中島 玲子
- 4. 欠席者 なし
- 5. 出席職員 教育部長 森田 孝嗣、教育総務課長 西川 啓之、 学校教育課長 大柴 博之、生涯学習課長 杉浦 光信、 文化・スポーツ課長 森田 浩二、人権啓発課長 大内 真二、 学校給食センター所長 二宮 貴紀、伊達博物館長 橋本 宏司、 中央図書館長 河野 達弘

教育総務課課長補佐 藥師神 司、同課総務係長 山口 真史、同課総務係主任 児玉 泰宗

6. 付議事件

報告第1号 専決処分した事件の承認について (宇和島市立学校運営協議会委員の解任について)

報告第2号 専決処分した事件の承認について (宇和島市立公民館長の解任について)

報告第3号 専決処分した事件の承認について (宇和島市立公民館運営審議会委員の解嘱について)

議案第1号 宇和島市立図書館設置条例の一部を改正する条例

議案第2号 宇和島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第3号 宇和島市立図書館管理規則の一部を改正する規則

議案第4号 宇和島市子ども読書活動推進計画の策定について

7. 説明及び報告事項

(1) 宇和島市学校再編整備検討委員会 検討結果報告について

8. 会議概要

(1) 会議成立の報告

○教育総務課長

教育長及び在任委員の全員が出席されています。定足数を満たしていますので、 本会議は成立していることをご報告いたします。

それでは、ここからの進行は教育長、宜しくお願いいたします。

(2) 開会宣言・教育長報告(午後1時00分)

◎教育長

それでは、ただいまより令和6年1月定例教育委員会会議を開催します。

今年初めての定例会ということであり、今年の干支は甲辰です。新しいことに挑戦して成功する、或いは、これまで準備してきたことが形になるとされており、大変縁起のいい年になると一般的には言われているそうです。新しい時代の教育と地方創生の実現に向けて、取り組んでいる私たちとしても、そういう1年なるといいなと思います。

振り返ってみますと、去年1年は、生成AIが一挙に世の中に入ってきた、そういう1年だったかなと思います。

私自身も、ChatGPT-4を使っているのですが、本当に驚きとしか言いようがない状況だなと感じています。

配布している「卒近代の教育のあり方に迫りたい」というタイトルのペーパーを ご覧ください。これは、2年前の宇和島市教育研究大会の開催要項に載せた挨拶文です。Society5.0の到来というのは、もうずっと指摘されてるところなんですけれども、2年前の段階で、そのような状況がきているという主旨の記述をしています。そして先生たちも、子供たちが変わる教育をするんだということを主題に掲げて、取り組んでいましたので、それを後押しするような文面を書いたつもりなんですけども、先ほど申し上げましたように、去年、生成AIが入ってきて、 "いよいよ、今、その時がきてるな"という実感を強くしています。

裏面ですが、昨日、皆様にはSNSで配信したものです。

そういった意味で、2年前に書いた「卒近代の教育」ということに関して、AIに聞いてみたらどういう答えが返ってくるのかなということで、近代教育から卒近代教育への転換の必要性について、まず、これまでの教育(近代教育)とこれからの教育(卒近代教育)の違いの意味を解説した後に、説明してくださいというたった2行の指示を入れてみました。

すると、そこに書いてあるような答えが出てきました。

生成AIにはハルシネーションといって、まだまだ嘘も多いということが言われるているわけなんですけれど、少なくともこの問いに対する答えとしては、確かに

そうだなと納得できる出力がされてくると、そういう時代に本当にきてるなという ことを強く感じています。

そういった意味で、これからの世の中を背負って立つ人たちに求められる資質・ 能力としては、問題が解けるかどうかということよりは、自分自身で問えるかどう か。また、他者から教わるというよりは、みずから問いを立ててどこまで学べるか という資質が一層求められるようになるんだなと、本当に実感しています。

学校現場の先生も、そういった意味では、新しい時代の教育に向けていろんなチャレンジをしてくださっているところなんですけれども、新しい挑戦をするには、 やはり挑戦をするための余白も必要だろうなと思いますし、先生でなくてはできないこと以外は、積極的に任せるということもしていかなければいけないと思います。

そして、かつては必要性が高かったため、やっていることで、今もその必要性がなくなったわけではないというものであっても、優先順位をつけて、時にはやめるという決断をする勇気も要るのかなと思います。

そして、任せる、やめるの次に3つ目としては、「やらされる」ではなくて「やりたい」という内発的な願いから作り出される考え方といいますか、本当に大切だと思ってることは何なのか、従って本当にやりたいことは何なのかということを考えることも大事なのではないかと思います。学校現場の先生、そして保護者や事業者の方も含めて、共通の思いを紡ぐというか、集めるというか、"やらされ"ではなくて、私たち自身がこういうことを望んでいるんだというところを、見い出していくという作業も必要なのかなということを感じています。

そういった意味で、冒頭申し上げましたように、甲辰ですので、新しいことに挑戦する、また、これまで準備してきたことが形になる、そのような年にできればいいなと思います。

(3) 付議事件

◎教育長

それでは本日の議事に入ります。

本日の議案ですが、報告第1号から第3号については、人事案件であることから、 非公開で審議したいと思います。

賛成いただける方は、挙手をお願いいたします。

全委員

- 举手-

◎教育長

挙手全員ですので、報告第1号から第3号については非公開で審議します。

◎教育長

報告第1号を上程する。

<報告第1号>

宇和島市立学校運営協議会委員の解任について

◎教育長

説明を求める。

○学校教育課長

宇和島市立学校運営協議会委員の解任に関する報告事件を説明する。

◎教育長

報告事件について諮る。

◎全委員

報告どおり承認の賛成に挙手する。

◎教育長

報告どおり承認する旨宣する。

報告第2号を上程する。

<報告第2号>

宇和島市立公民館長の解任について

◎教育長

説明を求める。

○生涯学習課長

宇和島市立公民館長の解任に関する報告事件を説明する。

◎教育長

報告事件について諮る。

◎全委員

報告どおり承認の賛成に挙手する。

◎教育長

報告どおり承認する旨宣する。

報告第3号を上程する。

<報告第3号>

宇和島市立公民館運営審議会委員の解嘱について

◎教育長

説明を求める。

○生涯学習課長

宇和島市立公民館運営審議会委員の解嘱に関する報告事件を説明する。

◎教育長

報告事件について諮る。

◎全委員

報告どおり承認の賛成に挙手する。

◎教育長

報告どおり承認する旨宣する。

非公開案件の審議が終わりましたので、会議を公開します。

議案第1号について、事務局、説明をお願いします。

○中央図書館長

宇和島市立図書館設置条例の一部を改正する条例について説明します。資料は14ページから16ページになります。提案理由にありますように、中央図書館及び吉田町図書館にそれぞれ設置されている図書館協議会を統一するため、条例の一部を改正するものです。

15ページをご覧ください。第14条第2項の条文の「各定数」の「各」の一文字を削除するものです。

以上、ご承認いただきますようお願いいたします。

◎教育長

説明が終わりました。

ご質問等ございましたら、お願いいたします。

統一を行う背景事情を説明いただけますか。

○中央図書館長

それでは資料16ページをご覧ください。議案提案の説明書になります。

中段の改正の経緯ですが、図書館協議会は、図書館長の諮問に応じて意見を述べる機関として、それぞれ中央図書館・吉田町図書館に、条例に基づき設置されています。

現在、吉田町図書館の館長は、中央図書館長が兼任しており、今後も津島分館や 三間公民館図書室も含め、総合的な図書館運営が必要であり、そのため、諮問機関 である図書館協議会も市で一つであることが望ましいということになります。

県内他市の状況なのですが、県内で複数図書館を設置している市においても、すべて図書館協議会は一つに統一されているものです。

以上です。

◎教育長

改正の経緯及び他市の状況についての説明がありました。

その上で、ご質問等あればお伺いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

◎全委員

-特に質問、意見等なし-

教育長

それでは議案第1号について採決に移ります。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

- 举手-

◎教育長

挙手全員で議案第1号は原案どおり可決します。

議案第2号について事務局から説明をお願いします。

○生涯学習課長

資料は20ページをお願いします。

この条例、「放課後児童健全育成事業」とは「放課後児童クラブの運営事業」のことです。今回改正の提案理由については、児童クラブ職員の人員不足が全市的に課題となっているため、支援員の資格要件を緩和することで、対応できるように改正するものとなります。今回の改正は、国(厚生労働省)の方針変更に基づくものです。

改正内容については、ページ真ん中の段あたりの「内容」をご覧ください。改正 内容①第10条の2の規定については、改正前は支援員の数が利用児童が20人いて も、3人しかいなくても必ず2人以上の配置が必要であったものを、改正後は利用 児童が20人未満の場合には1人以上とし、20人以上であればこれまでどおり2人 以上の配置が必要、とするものです。

改正内容②の附則の3については、これまで、支援員の資格要件として「研修を修了したもの」が原則でしたが、要件緩和措置として「研修を修了してなくても令和7年3月31日までの間に修了予定であればよい」とされていました。今後はさらに緩和して「業務従事の日から2年以内に研修を修了する予定のものでよい」と、支援員を確保しやすくするものです。

文言の改正については、少し戻って 18 ページの新旧対照表をご覧ください。対象となる条文は「第 10 条第 2 項」と、「附則の 3 」の「職員に関する経過措置」に関する条文の 2 箇条です。

以上で、説明を終わります。ご承認いただきますようお願いいたします。

◎教育長

説明が終わりました。

ご質問等ございましたら、お願いいたします。

◎中島委員

利用児童数が20人未満のときは支援員は1人以上でよいとのことですが、どうのような基準で、20人にしたのか教えてください。

○生涯学習課長

支援の単位を 20 人として、基準を定めていますが、もともとの根拠は、国の法律に基づく人数です。宇和島市にとって 20 人という基準が、多いか少ないかというのは、地域によっても差があると思いますが、一律の基準で定めています。

◎教育長

今回の制度改正により、宇和島市としては、どのような効果が想定されるか説明いただけますか。

○生涯学習課長

本市においては、支援単位が 20 人以上の、ある程度の規模の児童クラブは、それ

ほど多いわけではありません。番城、明倫、吉田、元気の泉といった一部の児童クラブです。それ以外のところは、20人を切っているクラブが多く、土曜日に関してはさらに少ない状況で、1桁台の人数にとどまるところも多くありますので、そのようなクラブについても、これまでは2人以上の配置が必要であったところを、1人でよいということになれば、その分、支援員のシフトの負担も減りますし、人件費という面においても、効率化が図れるかと考えます。

以上です。

◎高山委員

「当該研修」とありますが、支援員が受講する研修について、規定時間など、研 修の内容を教えてもらいたいのですが。

○生涯学習課長

この研修は、厚生労働省もしくは都道府県等が開催する研修であり、支援員として必要な知識等を習得するものです。講師をお呼びして複数日開催しています。

◎教育長

他ございますか。

◎全委員

一特に質問、意見等なし一

◎教育長

それでは議案第2号について採決に移ります。 原案どおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

- 举手-

◎教育長

挙手全員で議案第2号は原案どおり可決します。 議案第3号について事務局から説明をお願いします。

○中央図書館長

宇和島市立図書館管理規則の一部を改正する規則について説明します。資料は21ページから26ページになります。提案理由にありますように、吉田町図書館のサービス向上のため、開館時間を拡大することとともに、館外貸出に関する運用の適正化と利用促進を図るため、改正しようとするものです。22ページの第3条をご覧ください。利用者から要望のありました吉田町図書館の開館時間を30分早めます。それにより、第6条の職員の勤務時間を15分前にスライドさせて対応します。

23ページをご覧ください。第8条を「閲覧者の遵守事項」に表現をかえています。第9条は「館外貸出登録」に変更し、第9条の2「利用者カード」に関する記述を追加して、それぞれ必要な要件を定めています。

24ページ第9条の2第3項・第4項・第5項をご覧ください。これまで利用者カードの有効期限は無期限でしたが、利用者の実態を把握するため、有効期限を5年

とし、有効期限後も継続して利用を希望する場合は、同じカードのまま更新できる こととしました。

第 11 条では貸出の制限を「1 回につき 5 冊」から「1 人につき 10 冊」に変更しました。

26ページをご覧ください。第9条第1項(館外貸出登録)に必要な登録申込書(様式第1号)を規則で定めるものです。

以上、ご承認いただきますよう、お願いいたします。

○生涯学習課長

資料の訂正をさせていただきます。26ページの附則のところですが、「条例」は 誤りであり、「規則」に訂正をさせていただきます。

◎教育長

説明が終わりました。

ご質問等ございましたら、お願いいたします。

◎中島委員

22 ページの開館時間と勤務時間の変更に関して、以前は閉館した時刻の 15 分後 に勤務終了となっていたものを、今回改正するにあたり、閉館時間と同時に勤務時間が終了となっているようなのですが、それは働き方を変えたということなのでしょうか。

○中央図書館長

勤務開始時間については、例えば新聞をセッティングするなど、開館前に行う作業が多いということで、15分前に勤務開始としたのですが、閉館時には、徐々に利用者が減ってくることもあり、並行して閉館準備が進められるため、閉館時間と勤務時間終了時間が同じでも問題はないと判断し、同一時間としたものです。

◎教育長

他ございますか。

◎全委員

-特に質問、意見等なし-

◎教育長

それでは議案第3号について採決に移ります。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

- 举手-

◎教育長

挙手全員で議案第3号は原案どおり可決します。

議案第4号について事務局から説明をお願いします。

○中央図書館長

宇和島市子ども読書活動推進計画の策定について説明します。提案理由は、「子ど

もの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項に基づき、「宇和島市子ども読書活動推進計画」を策定するものです。資料は別資料となっています。

今回、策定する「宇和島市子ども読書活動推進計画」は、平成13年に制定された「子どもの読書活動に関する法律」第9条第2項により、県及び市町に「子ども読書活動推進計画」を策定するよう努力義務が課せられたものですが、当市ではこれまで未策定でしたので、今回策定するものです。

この「子ども読書活動推進計画」とは、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動が行うことができるよう、環境を整備するとともに、推進に関する施策について計画するものです。

「宇和島市子ども読書活動推進計画」の策定にあたり、中央図書館を事務局として、学校教育課との協議はもとより、子ども家庭課や保険健康課といった、子どもに関係する課からの意見聴取と、図書館協議会における協議を基に策定しました。本日、ご承認いただければ、2月1日より施行したいと考えています。

それでは、内容について簡単に説明します。

3ページをご覧ください。「子どもが読書を通じて「生きる力」を身につけるため、 自ら本を読むようになるための取組と環境整備を進める」ことを基本理念に掲げ、 具体的な数値目標を示しています。

計画期間は今年度から令和9年度までの5か年としています。

4ページからの第2章では、先ほどの数値目標の元となりましたアンケートの結果を基に、子どもの読書における現状と課題をまとめています。

読書の習慣においては、読書の頻度、読む量いずれにおいても、学年が上がる毎に減っており、県平均と比べても、宇和島市の子どもの読書習慣は定着していないことがわかりました。また、不読率についても、県平均よりも高いことがうかがえます。

一方、電子図書館については、県内では貸出件数が多いのですが、実態を精査しますと、まだまだ一部の子どもしか利用していない実態もわかってきました。

これらの課題を克服するため、10ページからの第3章では、推進のための取組を 家庭・学校・地域それぞれで進めていくことを掲げています。

特に、読書習慣の定着のためには学校活動はもとより、幼少期から本に親しむことが重要であると考え、家庭への働きかけや、地域やボランティアとの協力を進めていくことを計画しています。

14ページからの第4章においては、「推進するための環境整備」について計画しています。

特に、学校と市立図書館の連携協力が重要と考えており、これまでも市立図書館から学校へ巡回配本等を行っていますが、学校においては「みきゃん通帳」が導入され、読んだ本が記録できるなど、学校の本だけに限らず、いろいろな本に触れる機会が今後増えていくことが期待されます。

さらに、図書館が遠い等の地域的要件に関わらず、いつでもどこでも本を借りて 読むことができる電子図書館については、まだまだ一部の子どもの利用に留まって いる部分があり、今後さらに周知し、利用が進むことで読書活動の底上げが期待さ れます。

一人一台端末が定着し、すべての子どもが利用可能な電子図書館は、子どもの読書活動の推進に非常に有効であると考えていますが、現状では図書館の利用者カードが必要ですので、そのためにも、すべての子どもに図書館の利用者カードが行き渡るような方策を検討することと合わせて、電子図書館の利用普及を具体的に進めていきたいと考えています。

以上の点を含めた市立図書館と学校図書館の連携協力を、本計画の中心的な柱に 位置付けています。

説明は以上です。ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

◎教育長

説明が終わりました。

ご質問等ございましたら、お願いいたします。

◎田村委員

このように読書活動推進を計画的に行うということは、大変いい取り組みだと思います。

この機会なので、私も他の市町がどういう取り組みをしてるのかインターネットで検索したのですが、楽しく、興味をそそられるような活動が行われていました。例えば、1月ですと、読書おみくじや福袋を使ったりしている学校もありました。ただ、おそらく宇和島市の小中学校でもそれに近いようなアイデア溢れる活動もされているんじゃないかなと思いましたので、今後は学校間で、好事例や取り組みなどを見たり聞いたり、情報交換できるような場ができたらさらにいいなと思いました。

◎教育長

今いただいたご意見に対して、事務局から何かありますか。

○中央図書館長

中央図書館においても、いろいろな活動しています。資料の12ページをご覧ください。例えば、学校の課外授業で図書館に施設見学に来てもらっているのですが、 その時に職員がパネルシアターや読み聞かせ等を行って、本に触れてもらうという活動を進めています。

また、おはなし会も実施しています。今年度でいうと、8月にちょっと怖いおはなし会、10月末にハッピーハロウィンおなはし会、12月にはクリスマスおはなし会といった様々な事業を行い、子供たちが読書に触れることができるよう企画しており、それに合わせて職員も読み聞かせなどの技術を高めるように研修を行っていきたいと思っています。

◎教育長

学校間での情報共有の場があればいいのではないかというご意見もあったかと思います。その点に関して、事務局から何かありますか。

○学校教育課長

各学校においては、学校図書館主任が配置され、司書教諭の免許を持った先生もいて、読書を推奨しています。例えば、授業の中で読書を推奨する単元もあります。その授業を充実させれば、より一層読書に興味関心を持つのではないかと考えます。また、図書委員会が中心となり、読書をテーマとした集会等を行うところもあります。本に対する興味関心を抱かせながら、学校内の図書室だけでなく、市立図書館も積極的に利用しながら、より一層子どもたちが読書活動に取り組めるようにしていきたいと思います。

学校間の情報共有については、学校図書館主任同士の交流がありますので、その中で情報共有しながら、横展開している事例もあるのではないかと思われます。

◎浅井委員

以前、教頭として勤務していた学校において、学校全体の雰囲気が落ち着かない 感じでした。そのときの校長の方針で毎日 10 分間の朝読書を徹底しようということ になり、クラスごとではなく、学校全体で時間を設定し、朝の会を途中で止めてで も読書を徹底した結果、すごく効果があったことを記憶しています。朝読書も徹底 しないと効果がないのではないかと思うのですが、今の状況はいかがでしょうか。

○学校教育課長

朝読書に取り組んでいる学校は非常に多い状況です。ただ、取り組み方としてねらいを明確化する必要があると考えます。学力向上なのか、集中力を高めてそれを1校時目に活かしていくのか、落ち着いた学校生活を営むためなのか、目的を持って朝読書に取り組むよう指導していきたいと思います。

補足ですが、外部から講師を招いて読み聞かせを行う学校もあることをお伝えします。

◎中島委員

地域学校協働活動推進員として、地域の方にお願いし、小学生への読み聞かせ活動を行っています。私自身も読み聞かせをしていますが、子どもたちは読んでもらうことを楽しみにしています。地域の方もいろいろな学校で読み聞かせをしている方もいらっしゃるので、推進員同士のつながりも活用すれば、活動が広がる可能性があるのではないかと思います。

また、電子図書館の機能について家庭で話題に挙がりました。実際に使っている 子どもたちに改善点を聞く機会を設けてはいかがでしょうか。

◎教育長

今いただいたご意見に対して、事務局から何かありますか。

○中央図書館長

電子図書館について、現在の契約内容では、紙媒体同様、誰かが読んでいれば他の人は読めません。来年度は契約内容を見直して、例えば、朝読書でみんなが一斉に同じ本を読めるようにならないか検討しており、電子図書館のコンテンツの充実を図っていきたいと考えています。また、子どもたちの利用も多いため、意見の吸い上げに向けて方法等を検討していきたいと思います。

◎木下委員

子どもたちの電子図書館の利用方法について教えてほしいのですが、一人一台端末を用いて電子図書を読むのでしょうか。その場合、利用方法については、学校から説明があるのでしょうか。学校と図書館が連携して子どもたちが本に触れる機会をつくってもらいたいと思います。個人的には、電子図書をきっかけに、興味を持った本を実際に手に取って、装丁など紙の本の良さも知ってもらえればいいなと思います。

○中央図書館長

昨年度、子どもたちが使用している端末のデスクトップに電子図書館の窓口を追加しました。それにより、利用が増加することを見越して児童書の充実を図った結果、昨年度においては、約18,000件の利用があり、子どもたちの利用がとても増えています。しかし、人気のあるコンテンツは中々読めない状況もありましたので、来年度は契約内容の変更を検討しています。

◎木下委員

多くの子どもがいち早く読みたい本が読めるよう、改善を進めていただけたらと 思います。

◎中島委員

先ほど話題に挙がっていたと述べた電子図書館の機能について、1点お伝えすると、「多くの人が待っている中で、いつ自分に借りる資格が回ってきたのか分かりにくい」というものがありました。ホーム画面に通知があれば、すぐに借りる手続きができるのに、現状は自身で電子図書館の窓口から入ってチェックしないと分からないため、順番が回ってきたことに気が付くのに時間がかかってしまうようです。その点が改善されれば、より早く自分の順番が回ってくるのではないかと話していました。

○中央図書館長

予約状況が分かりやすくなるよう、システムについて検討したいと思います。

◎高山委員

中学生の図書館利用について、アンケートに「漫画を増やしてほしい」という要望が多数あるようですが、人を呼び込むための一つの手段として漫画を増やすというのはどうでしょうか。

○中央図書館長

先日開催された図書館協議会においても、ドラマの原作がアニメや漫画であるこ

とが多いという話がありました。そのような情勢の中で、公立図書館として漫画を 導入するか検討していきたいと考えています。現状、寄付いただいた漫画を図書館 の本として登録しているところもありますが、今後、中学生を呼び込むために漫画 を含めてコンテンツの充実を図っていきたいと思います。

◎高山委員

以前、中学生に卓球を教えていた頃、休憩中に自宅の漫画本部屋を開放すると、 興味を持って通ってきていました。子どもたちにとっては、漫画本がきっかけとな ることもあるのではないかと思いますので、呼び込む手段として検討いただければ と思います。

◎教育長

子ども基本法が制定され、施策を考える上では、子どもの意見を聞くことも必須になってきています。大人の価値感と子どもの価値感で同じ漫画に対するものの見方も若干違うところがあるのかもしれませんが、また協議会等で議論してもらえればと思います。

◎教育長

他ございますか。

◎全委員

-特に質問、意見等なし-

◎教育長

それでは議案第4号について採決に移ります。 原案どおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

- 举手-

◎教育長

举手全員で議案第4号は原案どおり可決します。

(4) 説明及び報告事項

◎教育長

次に、"説明及び報告事項"に移ります。(1) 宇和島市学校再編整備検討委員会 検討結果報告について、事務局から説明をお願いします。

○教育総務課長

宇和島市学校再編整備検討委員会の報告書についてです。

29ページをご覧ください。「はじめに」の部分に記載していますが、経過から説明します。

検討委員会は、令和5年6月26日に第1回会議を開催し、約半年に渡る検討・協議で、書面開催を含め5回の会議を行っています。18名の検討委員の方々には、大変熱心な議論を行っていただき、将来の児童生徒数や学級数など、学校運営に関す

る様々なデータなどを参考に、慎重に検討を進め、年末に委員長から検討結果の報告を受けたものです。

それでは、概要を説明します。

はじめに、検討方法としては、検討委員会において基本方針の見直し要否を検討するうえで、まずは、宇和島市の教育環境の現状・実情を理解いただいたうえ、平成30年2月に策定した現行の基本方針の内容とその考え方、直近の児童生徒数・学級数の将来推計、学校施設の現状、ICT化の進展、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の仕組みなど、現行方針策定以降にできた制度等を含めて説明し、議論していただくこととしました。

また、文部科学省作成の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する 手引」など、大規模校や小規模校のメリット・デメリットを理解いただいたうえで、 本格的な協議に移行し、様々な立場の委員による自由闊達な議論を経て、委員会と して一定の結論を導き出していただきました。

次に、検討委員会での具体的な検討結果について説明します。

まず、(1)適正規模・適正配置の基本となる考え方です。こちらは、再編整備の 基本となる考え方を簡潔明瞭に表現するもので、七つの項目でまとめられています。 現行方針をベースに検討・協議を進めていただき、結果、前回と比べて、項目数は 変更ありませんでしたが、①と④について、一部修正の意見となっています。

30ページをご覧ください。次に(2)学校統廃合についてです。今ほどの(1) 適正規模・適正配置の基本となる考え方に基づいて、小学校は、離島を除く将来的 に複式学級解消の見込みのない学校を統合検討対象校として、資料のとおり、旧市 町別に検討がなされています。

33ページをご覧ください。資料記載の旧市町別検討結果を表にまとめたもので、 左側が現行方針であり、右側が今回の検討委員会の検討結果です。参考までに添付しています。

以上が、検討委員会からの報告書についての説明です。

教育委員会としては、今後、組合せを含めた基本方針を議決後、統合対象とした 学校のPTA役員や保護者を中心に、学校統合の必要性などを説明し、理解を得ら れた学校から、順次、統合の準備を進めていきたいと考えています。

教育長

今回はあくまで、検討委員会からの報告を、事務局から教育委員へ説明したということであり、教育委員会としての方針を最終決定をする上で、議論を深めるための機会や今後の進め方については別途案内するということになります。

(5) その他

◎教育長

次に、"その他"に移ります。

ご意見等ありませんか。

◎浅井委員

部活動の地域移行について、新しい動きや現在の進捗状況を教えていただきたい のですが。

○学校教育課長

予定であり、まだ準備段階ですが、説明します。来年度当初に検討委員会を立ち上げ、できるところから、令和6年度、令和7年度と一つでも多くの部活動の地域移行ができればと考えています。地域移行の方針については検討段階であり、お伝えできませんが、方向性について検討委員会で検討した上で、宇和島市独自の地域移行、部活動改革を進めていきたいと思っています。

○教育部長

12月議会であったかと思いますが、この件に関して質問があり、愛媛県としては、令和7年度までに少なくとも一つは地域移行を目指して欲しいということであるため、市としてもそれに沿った対応を行っていきたいという主旨の回答をしています。

◎教育長

他ございますか。

◎田村委員

1月2日に開催された「20歳の集い」に、教育委員を代表して参加しましたので、 一言感想をお伝えします。

4年ぶりに参加したのですが、前回はまだ「成人式」と言っていました。

今年20歳を迎えた方々にとっての高校生活というのは、やはり新型コロナウイルス感染症によるあらゆる制約・制限の中のものであり、例えば、修学旅行にも行けなかった青春時代であったと思います。しかし、当日参加された方々は、来賓挨拶や市長のメッセージを本当に真剣なまなざしで聞いておられましたし、思い出スクリーンが上映された際には、すごく笑顔と歓声に満ち溢れていました。

そういった笑顔を見ると、式典を執り行うことができて、本当によかったと感じています。

今回出席して、改めて一人一人が本当に大切な宇和島の宝だと思いましたし、今後も子供たちを大切にしてかなければならないと感じることができました。 ありが とうございました。

◎教育長

次世代と大人が一緒になって、この地域を盛り立てていけるような取り組みをしていければなと思います。

他ございますか。

◎全委員

-特に質問、意見等なし-

(6) 閉会宣言(午後2時30分)

◎教育長

それでは以上もちまして、1月定例の教育委員会会議を閉会いたします。